

地域づくり活動に対する中間支援活動の コンテンツ整備のための優良な取組事例調査 募集要領

1. 調査の趣旨

地域の活性化や課題解決に向けて、地域の住民・NPO・企業等多様な主体が担い手となって行う公益的・共益的な活動（以下、「地域づくり活動」という。）が、公的支援のみに頼ることなく自立的・継続的に行われるようになるためには、個々の地域づくり活動について、地域の特性やニーズに的確に対応しつつ自立的・継続的に実施可能な取組のスキームの構築と担い手の能力向上が図られるように、適切な中間支援を行うことが重要です。

本調査では、地域づくり活動推進の環境整備の一環として、地域づくり活動に対する中間支援活動のうち、特に地方部において、①地域の特性やニーズに的確に対応する地域づくり活動の立ち上げを促す活動、及び②地域づくり活動の自立・継続に向けた専門家によるきめ細かいアドバイス等（ハンズオン支援）を行う活動について、支援に必要な能力・経験・資源を有する者と連携して行う優良な取組を公募し、地方部の振興に有効な中間支援活動（以下、優良な中間支援活動）のノウハウや留意点を共有可能なコンテンツとして整備することを目的とします。

2. 募集内容

2. 1 応募主体

地域づくり活動に対する中間支援活動を行う団体（NPO 法人、民間企業等）のうち、次の（1）～（5）の要件を全て満たすものとします。

- （1）当該団体が法人格を有しているか、または、法人格のない任意の団体で以下のすべての要件に該当していること。
 - ①代表者の定めがあること。
 - ②団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること。
- （2）中間支援活動を複数実施した実績をもつなど、応募内容を的確に遂行するに足る能力・経験・実績等を有する団体であること。
- （3）地方公共団体でないこと。
- （4）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （5）暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

2. 2 対象となる活動

- (1) 中間支援活動のうち、①～④に掲げる要件を全て満たすものとします。
- ① 次のいずれか又は両方の優良な中間支援活動であること。
 - (ア) 地域の活性化や課題解決に資する地域づくり活動の立ち上げを促す活動
 - (イ) 地域づくり活動の自立・継続に向けた専門家によるきめ細かいアドバイスを等（ハンズオン支援）を行う活動
 - ② 支援に必要な能力・経験・資源を有する地域金融機関、民間企業、地方自治体等の協力を得て行う活動であること。
 - ③ 応募時点で中間支援活動に関する計画（取組のスキーム、実施体制、取組内容及び成果目標等）が、具体的かつ詳細に提案されていること。また、調査終了後の中間支援活動の継続・発展に関する方針があること。
 - ④ 平成24年度『新しい公共』の担い手による地域づくり活動に対する非資金的支援に資するコンテンツ整備のためのモデル事業」の採択団体が、採択された取組の継続として応募する場合には、例えば、地域づくり活動の立ち上げの段階から、地域づくり活動の自立・継続等の段階に向けた移行等、平成24年度に採択された取組を発展させたものであること。
- (2) 中間支援活動の対象とする地域づくり活動が、次の①～③に掲げる要件を全て満たすものとします。
- ① 地方部における地域の活性化や課題解決に向けた活動であること。
(例：地域産業のイノベーション、観光開発、特産品開発、地域交通の確保、移住促進等)
 - ② 公的支援のみに頼らず、費用の一部を自らの取組で調達しようとする「事業型」、または寄付金等を主要な資金源として無償の活動等を行う「ボランティア型」であること。
 - ③ 地域づくり活動が、次に掲げる地域以外で行われること。
 - ア) 首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯
 - イ) 近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域
 - ウ) 中部圏開発整備法に基づく都市整備区域
 - エ) 政令指定都市・中核市

注) ア)～ウ) に該当する市町村名は別表をご参照ください。

2. 3 国費の対象となる経費

- (1) 2. 2の要件に該当する中間支援活動手法の実証に必要な費用並びにその成果の取りまとめ及び報告に要する費用であって、次のようなものが対

象となります。

直接人件費、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費

(2) 以下のような経費は国費の対象となりません。

- ①国、都道府県、市町村等により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費
- ②恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等調査の範囲に含まれ得ない経費
- ③先進事例視察費
- ④営利のみを目的とした活動と見なせるものに関する経費
- ⑤一過性・単発のイベント等の実施に関する経費
- ⑥コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ⑦コーディネートの対象者（地域づくり活動の担い手）への直接的な資金助成とみなされる経費等

(3) 実施される調査の一部を応募主体以外の者に委託する場合には、事前に国土交通省の可否を確認する必要があります。（調査の主たる部分の委託はできません）

2. 4 実施期間

平成26年2月末までの活動を対象とします。

2. 5 国費の上限額

1件あたりの上限は300万円（税込）とし、申請に基づき予算の範囲内で決定致します。

2. 6 選定後の取組実施

- (1) 選定された団体は、事務局（別に国土交通省から委託予定）と契約を締結した上で取組を行うこととなります。
- (2) 選定された団体は、契約内容に基づき、実施状況（取組内容の具体的な記録、及び実証に係る経費の記録等）、及び成果目標の達成状況等を、事務局に報告するものとします。

2. 7 成果の取り扱い

- (1) 報告書は、個人情報に関わる部分等を除き、原則として、国土交通省のホームページ等で公開致します。
- (2) 国土交通省は、取組内容の成果を広く周知すると共に、コンテンツを広

- く利活用可能な形で整理します。
- (3) 中間報告会（平成25年10月頃）、成果報告会（平成26年2月頃）で取組状況等を報告して頂きます。なお、成果報告会については公開形式で開催致します。

3. 取組の選定

3. 1 選定方法

外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、3. 2に示す「選定基準」に従って、応募締切までに応募があった取組の中から、計6件程度（但し、原則として、下表で定義する各地方ブロックにつき1件以内）を選定する予定です。

北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県
中部ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3. 2 選定基準

選定にあたっては、以下の観点から審査を実施致します。

(1) 形式審査

- ①応募主体が、2. 1に掲げる主体であること。
- ②応募活動が、2. 2に掲げる活動であること。

(2) 内容審査

- ①地域づくり活動の自立・継続を促すという本調査の趣旨に合致しているか（適合性）
- ②地域の資源や特性、課題などを的確に把握し、それを踏まえた提案内容となっているか（的確性）
- ③能力・経験・資源を有する団体との協力内容が、これらの団体の強みを生かした具体的なものであり、地域づくり活動の自立・継続に効果的なものとなっているなど、取組内容が適切で、取組による効果が十分見込まれるか（有効性）

- ④ 自立的・継続的な地域づくり活動の実現に向けて、高い目標が設定されており、その目標達成に向けた実施方法、実施体制、取組内容が優良であるか（先進性）
- ⑤ 人的、物的、資金的な面から、本取組終了後の地域づくり活動に対する中間支援活動の継続・発展に向けて示された方針が妥当であるか（継続性）
- ⑥ 速やかに取組を開始できるよう、関係者・関係団体との調整が進んでいるか（即応性）
- ⑦ 取組実施にあたって障害となる重大な制約がないか（実現可能性）

(3) ヒアリングの実施について

選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求め場合があります。

4. 応募方法

応募の際は、記載要領に従って応募資料（様式1-1～5）を作成し、下記の宛先まで持参または書留郵便によりご提出下さい。

【宛 先】東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省国土政策局地方振興課 担当 辻本

【応募締切】5月22日（水） 18：15必着

【提出内容】応募資料（様式1-1～5）、及び応募資料の電子データを保存した電磁記録媒体（CD-R等）

【問合せ先】TEL 03-5253-8404

Mail tsujimoto-y2uw@mlit.go.jp

本事業における「三大都市圏」に該当する市町村一覧

1. 首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯

首都圏	茨城県	つくばみらい市、牛久市、境町、五霞町、坂東市、取手市、守谷市、常総市、利根町、龍ヶ崎市
	神奈川県	愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、開成町、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、松田町、秦野市、逗子市、川崎市、相模原市、大井町、大磯町、大和市、中井町、藤沢市、南足柄市、二宮町、平塚市、葉山町
	埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、伊奈町、羽生市、越生町、越谷市、桶川市、加須市、滑川町、吉見町、吉川市、久喜市、宮代町、狭山市、熊谷市、戸田市、幸手市、行田市、鴻巣市、坂戸市、三郷市、三芳町、志木市、春日部市、所沢市、松伏町、上尾市、新座市、杉戸町、川越市、川口市、川島町、草加市、朝霞市、鶴ヶ島市、東松山市、日高市、入間市、白岡町、八潮市、鳩ヶ谷市、鳩山町、飯能市、富士見市、北本市、毛呂山町、嵐山町、蓮田市、和光市、蕨市
	千葉県	印西市、印旛村、浦安市、栄町、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、佐倉市、四街道市、市原市、市川市、酒々井町、習志野市、松戸市、成田市、千葉市、船橋市、袖ヶ浦市、柏市、白井市、八千代市、富津市、富里市、本埜村、木更津市、野田市、流山市
	東京都	清瀬市、あきる野市、稲城市、羽村市、国分寺市、国立市、狛江市、三鷹市、小金井市、小平市、昭島市、瑞穂町、西東京市、青梅市、多摩市、町田市、調布市、東久留米市、東村山市、東大和市、特別区、日の出町、日野市、八王子市、府中市、武蔵村山市、武蔵野市、福生市、立川市

2. 近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域

近 畿 圏	大 阪 府	茨木市、羽曳野市、河内長野市、河南町、貝塚市、岸和田市、熊取町、交野市、高石市、高槻市、阪南市、堺市、四条畷市、守口市、松原市、寝屋川市、吹田市、摂津市、千早赤阪村、泉佐野市、泉南市、泉大津市、太子町、大阪狭山市、大阪市、大東市、池田市、忠岡町、田尻町、島本町、東大阪市、藤井寺市、能勢町、柏原市、八尾市、美原町、富田林市、豊中市、豊能町、枚方市、箕面市、岬町、門真市、和泉市
	京 都 府	井手町、宇治市、園部町、加茂町、亀岡市、久御山町、京田辺市、京都市、向日市、山城町、城陽市、精華町、大山崎町、長岡京市、八幡市、八木町、木津町
	奈 良 県	安堵町、王寺町、下市町、河合町、橿原市、吉野町、五條市、御所市、広陵町、香芝市、高取町、桜井市、三郷町、三宅町、上牧町、新庄町、榛原町、生駒市、川西町、大宇陀町、大淀町、大和郡山市、大和高田市、天理市、田原本町、菟田野町、都祁村、奈良市、斑鳩町、平群町、明日香村、當麻町
	兵 庫 県	芦屋市、伊丹市、三田市、神戸市、西宮市、川西市、猪名川町、尼崎市、宝塚市

3. 中部圏開発整備法に基づく都市整備区域

中 部 圏	愛 知 県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三 重 県	いなべ市、東員町、桑名市、朝日町、四日市市、川越町、木曾岬町